

八戸 I P 知的財産リーフレット・シリーズ

No. 8

本シリーズは、特許を始めとした知的財産に関するさまざまな知識・情報について、おおまかにわかりやすく解説・紹介するものです。



警告書が届いちゃった! どうすればいいんだろう?!

1. ある日、相談室で・・・(仮想現実的小話)

突然訪ねていらっしやったZ工務店のY社長、真っ青な顔で、堰を切ったように、話し始めました。

「警告書ってのが届いちゃったんですよ、内容証明郵便で! 特許を侵害しているというんです、うちが。冗談じゃない、これはうちが独自開発した、うちのヒット商品なんですよ。それを、訴えるだなんて、無茶苦茶じゃないですか! ど、どうしたらいいんでしょうか?! 2週間以内に回答をよこせ、って言うてるんですよ!」

「ははあ、それは困りましたね……。とにかくまず、その警告書がどんな文面なのか、を見せていただけますか?」

私は、社長さんがカバンから取り出した「警告書」を、じっくりと見始めました。

2. 「警告書」・・・まず、相手の主張を把握する

平成××年××月××日

有限会社Z工務店
代表取締役社長 Y X 様

××県××市××××××
○△□◇株式会社
代表取締役 AB CD (印)

警 告 書

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、貴社が製造・販売している除雪用具(商品名・「ラクラク除雪くん」)は、弊社所有の下記特許権を侵害しているものと認められます。

- 1 特許番号 特許第9876543号
- 2 発明の名称 低負荷雪かき用具
- 3 特許公報 別途送付

したがって即刻、当該商品の製造・販売を中止するとともに、その旨、および既に販売した数量、単価、1台当たりの利益額ならびに在庫数量を、本状送達から2週間以内に弊社あてご回答ください。なお、弊社は無用の紛争を好むものではありませんが、もし期限内に誠意あるご対応をいただけない場合は、しかるべき法的措置に移行させていただきます。誠意あるご回答をお待ちしております。

敬具

どうやら相手は、Z工務店が“独自開発”して1年前に売り出した雪かき用具「ラクラク除雪くん」が自分たちの特許を侵害していると考え、製造販売の中止を要求し、場合によっては損害賠償請求も視野に入れているようです。

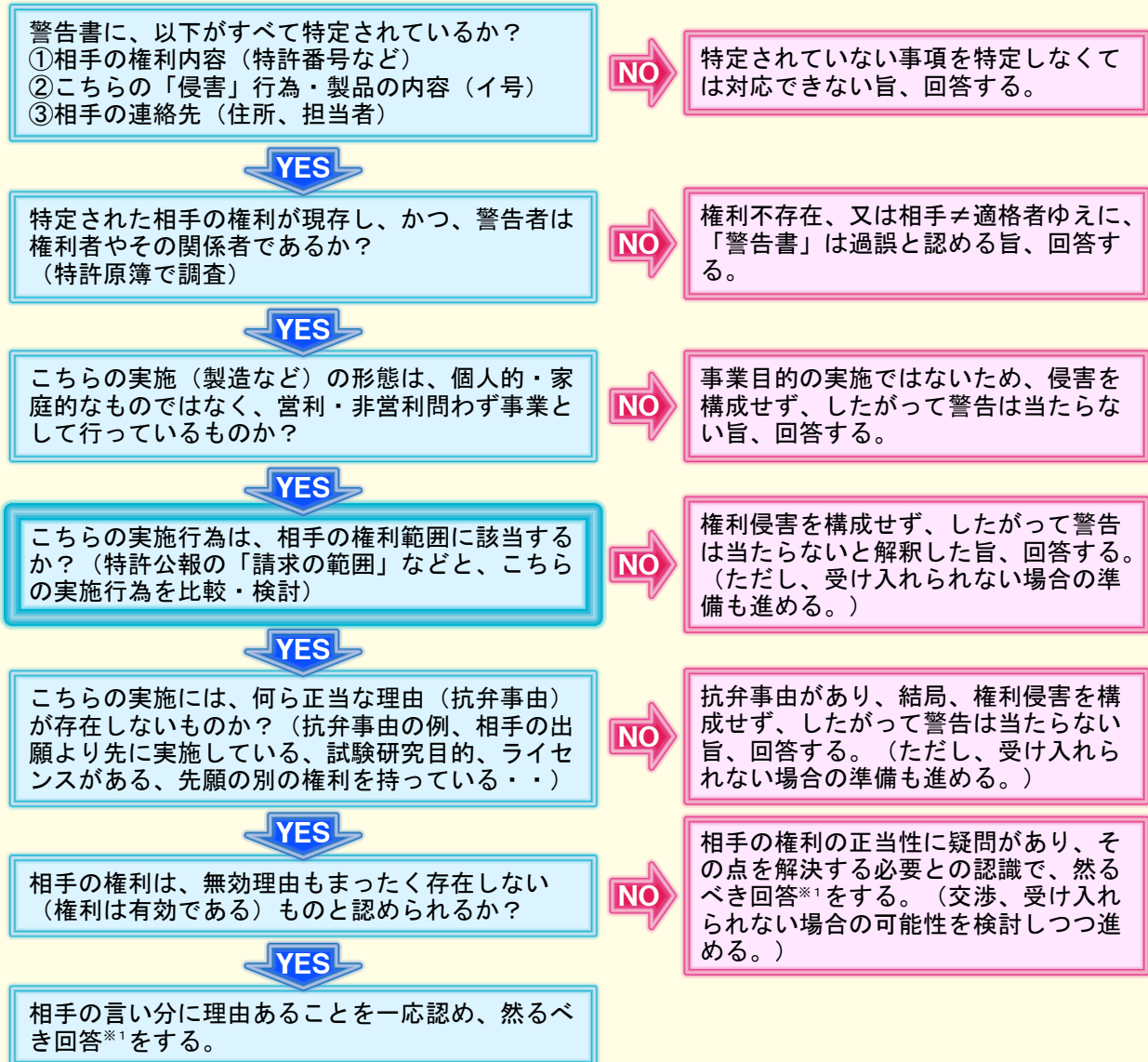
とにかく、文面をザッと読んでみます。そうすると――

- ①差出人(警告者)はどこのだれか? 代理人がついているか?
- ②作成日付と、送達の日付は?
- ③こちらの実施行為が特定されているか? 例. 商品名や型名など。
- ④相手が主張する権利について、それを特定できる情報が示されているか? 例. 特許番号、出願日、出願公開番号、・・・
- ⑤相手の要求は何か? 例. 話し合い、製造販売の中止、在庫処分や製造装置の廃棄、損害賠償、謝罪広告、・・・
- ⑥回答期限はあるか?

――の各事項を確認することができます。

3. 警告書への対応の手順

警告書の内容をザッと把握できたら、たとえば次のようなフローに即して、対応の検討を進めます。ただし、特に権利範囲の解釈から先の流れは、弁理士等の専門家と相談の上進めることをお勧めします。また、示された回答期限（本例では2週間）が短すぎると判断した場合は、「〇月〇日までに改めて回答するので検討時間をいただきたい」旨を、期限内にとりあえず回答しても、よいでしょう。



※1 「然るべき回答」は、専門家の助言も得ながら慎重に文面を作成して行います。

4. 他者の権利に対するこちらの侵害を未然に防ぐには

今回の事件のように“独自開発”したと認識している製品などに対して警告を受けることもあります。発明もデザインも、出願し、権利化できてこそ、“独自開発”の主張と成果を保護できるのです。また、他者が同様のものを既に発案していないかどうか、出願や権利の調査を絶対に忘れないこと——新製品開発の際の鉄則です。

（改定版作成 2014年11月 © 富沢知成）

● 無料相談受け付け・対応

発明、商標などの知的財産に関するご相談に、弁理士が無料で対応しております。

申し込みは、お電話で。⇒ 時間は原則として30分以内です。なお、録音・録画はお断りしております。

● 特許・商標情報などの検索調査の方法、社内セミナーのご要望についても、お気軽にお問い合わせ下さい。

● 問合せ先 八戸インテリジェントプラザ 相談受付

TEL 0178-21-2111

FAX 0178-21-2119

URL <http://www.hachinohe-ip.co.jp>

〒039-2245 青森県八戸市北インター工業団地一丁目4番43号